

第6次千葉県里山基本計画について

令和7年12月16日
千葉県森林課森林政策室

千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例 概念図

目的（第1条）

里山の有する環境の保全、災害の防止等の多面的機能の持続的な発揮

手段

里山の保全、整備及び活用を促進するため必要な支援等

里山基本計画（第9条）

- ・里山の保全、整備及び活用に関する施策についての基本方針
- ・里山の保全、整備及び活用に関し、総合的かつ計画的施策
- ・その他、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

県の施策（第10～15条）

- ①県民の意見の反映（インターネットの利用等）
- ②公共事業の計画又は実施に当たっての配慮
(里山の保全との調整への配慮)
- ③県民の关心及び理解を深めるための措置
(広報活動の充実、学習の機会の提供)
- ④県民が参加する機会の提供
(里山を利用した行事の実施等)
- ⑤調査及び研究
(保全、整備及び活用の方法に関する調査及び研究)
- ⑥財政上の措置

「里山」（定義）（第2条）

人による維持管理がなされていた一団の樹林地、草地、湿地、水辺地又はその他類する土地が 一体となっている土地

基本理念（第3条）

- ・里山の有する多面にわたる機能の積極的な評価
- ・将来の県民への里山の有する伝統的文化的な継承
- ・積極的かつ主体的な活動
- ・役割の適正な分担及び協働

里山の日
(第8条)
5月18日

県民の关心・理解を深める

協働

責務及び役割（第4～7条）

県の責務：総合的な施策の策定及び実施

県民の役割：保全、整備等に係る活動への協力努力

里山活動団体の役割：継続した活動努力

土地所有者等の役割：里山の保全、整備及び活用を図るための努力

連携

連携

連携

里山活動協定の締結及び認定（制度の創設）（第16条）

里山活動団体と里山所有者等との協定の締結及び知事の認定

里山活動協定の認定の申請手続等（第17～20条）

- ・知事への協定の認定の申請、知事の認定及び公告
- ・協定の変更と知事の認定及び広告
- ・協定の廃止届及び公告
- ・認定の取消し及び公告

里山活動団体
の情報提供
(第21条)

認定里山活動協定
に係る活動支援
(第22条)

報告の徴収（第23条）

施行日：平成15年5月18日

保全・整備・活用

究極の目的

県民の健康で文化的な
生活の確保及び活力ある
社会の実現

【主な取組内容】

- 1 里山活動協定締結の促進（条例第16条）
- 2 里山活動団体の育成・支援及び里山活動への情報の発信、普及啓発
- 3 県民や企業等による活動の促進
- 4 多様な人々の参画による多面的機能の発揮
- 5 里山資源の有効活用による地域の活性化及び主体的かつ継続的な里山活動の促進
- 6 市町村等の地域が主体となって進める里山活動の促進

【主な成果】

- 1 里山活動のサポート体制構築
- 総合窓口設置、里山情報バンク運用
- 2 企業による里山活動への取組の増加
- 法人の森制度
- 3 先進的活動団体による地域林業、森林保全活動への貢献
- 活動団体の多様化
- 4 多様な里山関係団体が連携する『ちば里山イノベーションハブ』構築
- 関係団体の人材を活かした効果的な支援

幅広いパートナーシップで 皆さまのSDGsへの取り組みを支援します



大手企業



中小企業



各種団体



教育機関



市町村

SDGsの達成やカーボンニュートラルの実現に向けて、森林整備、里山の保全整備や教育活動への参画や活動支援などを検討されている皆さまからの多様なご相談の受け皿として、県内の主要団体が連携するネットワーク「ちば里山イノベーションハブ」による「パートナーシップ総合相談窓口」を開設しました。



パートナーシップ総合相談窓口とは？

森林整備活動への新規参入、地域活動団体との連携・協働、活動団体への支援（寄付・協賛）、自主活動への協力依頼（業務委託等）などの相談の受け皿として、企業・団体・市町村向けの「パートナーシップ総合相談窓口」を開設し、皆さまのご要望に幅広く対応いたします。

窓口（お問合せ先）は千葉県緑化推進委員会が担当し、ちば里山イノベーションハブを構成する7団体が連携して、必要に応じて県・市町村との連携調整も図りながら、皆さまのさまざまな活動や支援等のご相談に応じて、コーディネートいたします。



- 森林整備や里山保全整備の連携や支援
- 森林を活用した遊びや学び、青少年育成活動の連携や支援
- 担い手の確保・育成活動の連携や支援など

ちば里山イノベーションハブ (通称：CSI)とは？

地域の森林や里山をフィールドに活動する多様な主体が、共通の活動や課題に連携して取り組むことを目的に、パートナーシップによる連携・協働を促進するプラットフォーム「ちば里山イノベーションハブ（通称 CSI）」を、千葉県の中間支援組織など7団体が連携して構築しました。

「パートナーシップ総合相談窓口」の メリットとは？

CSIの多様な人材やフィールド等と連携した取り組みや森林整備活動などへの効果的な支援が可能となります。

- 地域で活動するさまざまな専門家の「人材ネットワーク」
- 県内各地を拠点とする活動団体との「フィールドネットワーク」
- 県、市町村を正会員とする千葉県緑化推進委員会の「行政ネットワーク」

企業・団体の「森づくり×人づくり」活動・支援をコーディネート

- ①森林整備や青少年育成活動への参加や実施、活動団体への支援等のマッチングやサポート
- ②体験研修会への参加や社内研修への講師派遣の紹介など



令和6年12月17日、ちば里山イノベーションハブを構成する7団体により「県民参加の森づくりパートナーシップ協定書」を締結しました。

詳しくは千葉県緑化推進委員会公式HPをご覧ください。



第6次千葉県里山基本計画について

農林水産部森林課

<『里山基本計画』の根拠>

千葉県里山条例第9条の規定により、「県は里山の保全、整備及び活用に関する総合的な施策を推進するため、基本的な計画を定めなければならない」としている。

【目指す姿】

- 里山において、企業等の多様な参画による整備が進み、里山の多面的機能が発揮されている
- 里山において、幼児から高校生を中心に森林環境教育での活用が活発に行われている

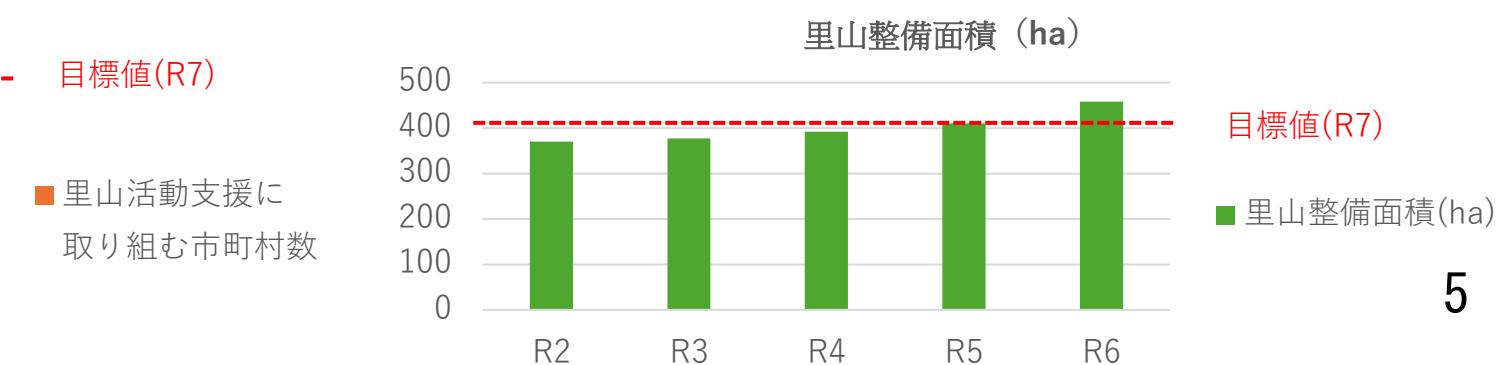
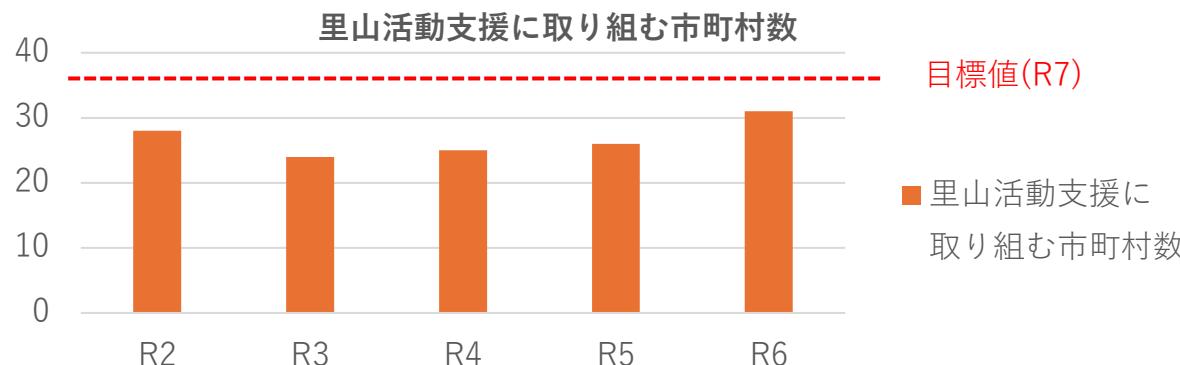
その先

【将来の姿】（10年後）

- 里山において、企業等の多様な参画による整備及び森林環境教育による活用を行うための整備が行われている
- 里山において、県内各地で幼児から高校生を中心に森林環境教育が行われており、里山が積極的に活用されている

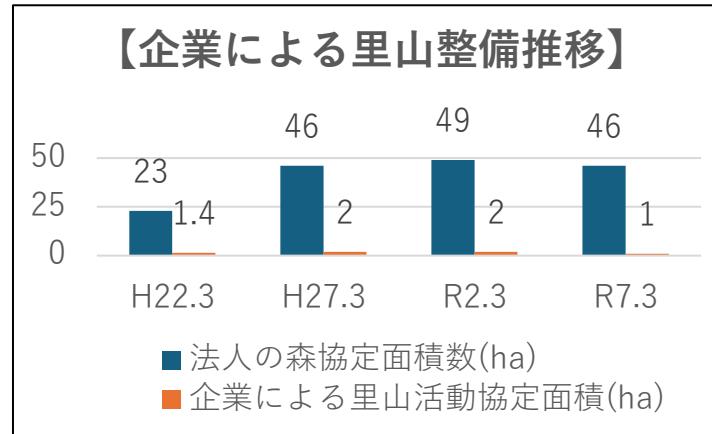
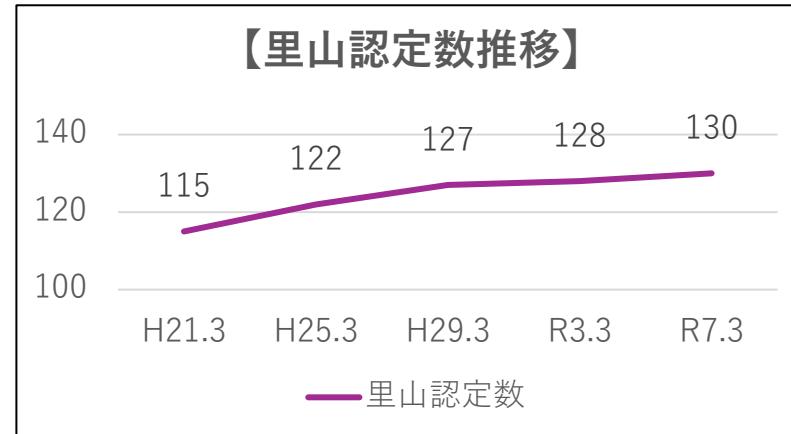
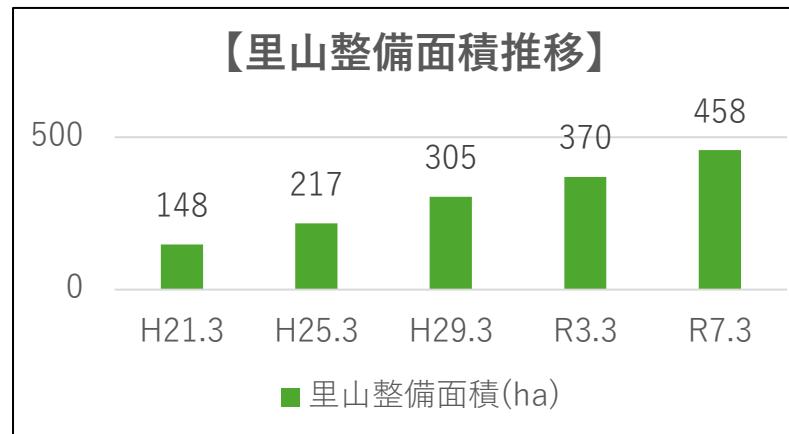
■現行（第5次）の千葉県里山基本計画（計画期間：令和4年度～7年度）

目標項目	現状値	目標値	実績
里山活動支援に取り組む市町村数	28(R2)	38(R7)	31(R6)
里山整備面積(ha)	370(R2)	451(R7)	458(R6)

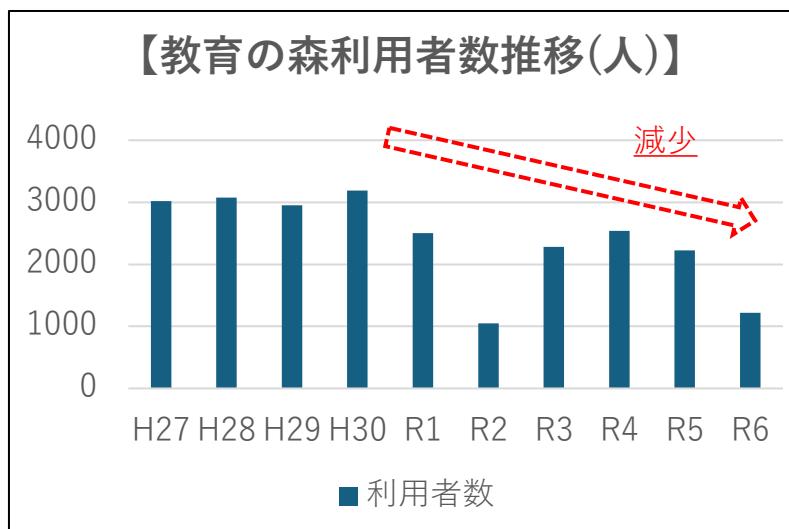


- 本県の里山整備については、増加目標を達成できているが、里山活動団体の高齢化や新たな担い手不足により、今後の里山整備が進まない状況に直面している。
- 企業の環境への責務は強まっているが、企業からの法人の森制度以外の私有林への支援は低迷している。
- 教員の働き方改革等の影響により、学校での校外学習等による里山活用が減少しており、里山の多面的機能を発揮するための活用の取組を進める必要がある。

整備



活用

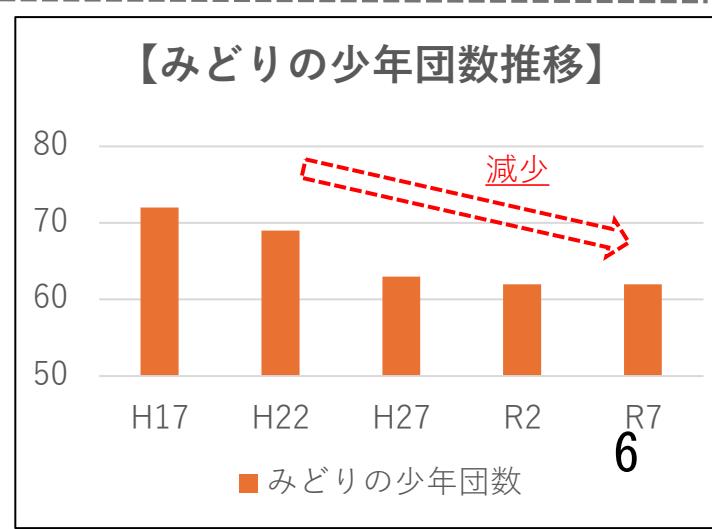


※ 【教育の森】とは

子供達が森林での様々な体験活動等ができる場所として、所有者の協力が得られた森林を県が認定したもの

※ 【みどりの少年団】とは

子供達が自然に親しみ活動を通じて、心豊かな人間性と学校単位を中心とした団活動により、責任と協力の心を培い、明るい社会人に育つことを願って結成されている



次期計画及び10年後の施策方向性

農林水産部森林課

- この先の施策方向性として、今後、里山活動団体における整備面積の減少が見込まれるが、
企業参加を促進していくことで整備面積を保っていく。
- 学校教育及び幼児保育での森林環境教育の取組を推進していく**、里山において活発に活用されている環境づくりを目指していく。

ロードマップ

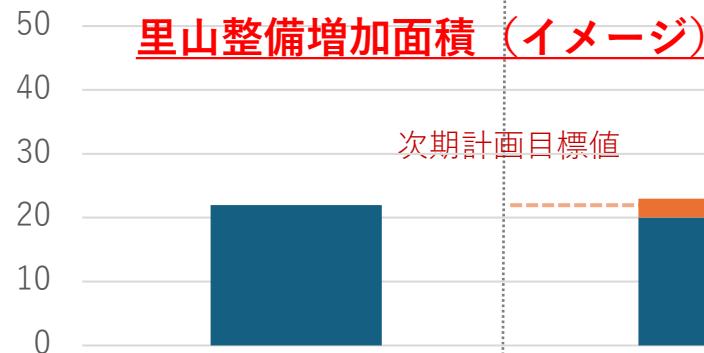
現在 (R7)

2年後

4年後

10年後

整備



- 森林環境教育の効果による増加面積(ha)
- 企業による増加面積(ha)
- 里山団体による増加面積(ha)

活用

一部の学校で
自主的に校外
学習実施

袖ヶ浦市内で
学校での森林
環境教育モデル
事業実施

県民の森等の
県内8拠点
を中心に学校
での森林環境
教育実施

活用から整備へ波及！

学校教育

幼稚園・保育所等
で自然環境保育の
取組が増加

幼稚園・保育所等で
森林環境教育取組支援実施

県内各地で
森林環境教育実施

幼児保育

「ちば・うみやま保育
の効果(R7年度139団体)

フェーズ1
森林環境教育の土台づくり

県内各地で
森林環境教育実施

フェーズ2
森林環境教育普及

【整備】<1>里山整備の支援

「里山林活性化による多面的機能発揮対策事業（既存）」

- ・新規参入する里山活動団体の支援
- ・里山活動団体の活動支援 - 研修実施（既存）
- ・企業等による里山整備の支援促進 - 私有林への支援強化（新規）、法人の森制度（既存）

【活用】<2>森林環境教育の支援

「ちば里山イノベーションハブの活用（既存）」

- ・里山関係団体のネットワークを活かした森林環境教育支援
- ・市町村の森林環境譲与税活用による森林環境教育の支援 - 県の支援が必要な市町村の支援（既存）
- ・木育の推進 - 木育推進方針 「新規開拓、未利用地の需要把握（既存拡充）」
- ・教育の森、学校林等の活用による森林環境教育のフィールド整備
- ・学校等での森林環境教育の取組支援 - 袖ヶ浦市内でモデル事業の実施（新規）
- ・森林環境教育の人材育成 - 教員等への研修（既存）、テキスト・動画作成、副読本作成（新規）
- ・みどりの少年団育成・支援 - 新規団体への支援（新規）

【活用】<3>他部局との連携による里山活用の促進

「若者向け環境保全アイデアコンテスト等との連携（既存）」

「認証団体への研修実施（既存）」

- ・子育て支援課のちば・うみやま保育との連携による幼稚園・保育所等への里山活用促進（対象：幼稚園、保育園）
- ・循環型社会推進課の環境教育施策との連携による若者世代への里山活用促進（対象：高校、大学、20代）
- ・教育庁の環境学習との連携による学校教育としての森林環境教育の取組推進（対象：小・中学校、高校）

「青少年自然の家との連携、教員研修への掲載（新規）」

【目指す姿1】

里山において、企業等の多様な参画による整備が進み、里山の多面的機能が発揮されている

【目標指標】

◆里山活動団体等が協定等に基づき整備・保全する森林（樹林地等）の面積

570 ヘクタール（令和11年度末） ※現状：458ヘクタール（令和6年度末）

└ 年平均約22ヘクタール増（現在のペース維持）

効果

【目指す姿2】

里山において、幼児から高校生を中心に森林環境教育での活用が活発に行われている

【目標指標】

◆里山での学校教育・幼児保育による森林環境教育の活動団体数

453団体（令和11年度末） ※現状：253団体（令和6年度末）

└ 年平均40団体増

その先

【将来の姿】（10年後）

里山において、

■企業等の多様な参画による整備及び森林環境教育による活用を行うための整備が行われている

■県内各地で幼児から高校生を中心に森林環境教育が行われており、里山が積極的に活用されている

◎第6次 千葉県里山基本計画の策定スケジュール(案)

	里山基本計画作業内容		備考
	府内	府外	
4月			
5月			
6月		・市町村アンケート実施	
7月	・概要(案)作成 課長説明	・関係者と意見交換(概要) (ちば里山センター、千葉県緑化推進委員会、木育コーディネーター)	R8予算要求
8月	・概要(案)作成 部長説明 ・概要(案)修正	・関係者と意見交換(概要) (森林インストラクター会、冒険遊び場ネットワーク、樹の生命を守る会)	↓
9月	・概要(案) 知事・副知事レク	9月議会	
10月	・基本計画(案)作成 課長説明 関係各課、各林業事務所へ 意見照会	市町村への意見照会	
11月	・基本計画(案)の修正 課長説明	12月議会	
12月	森林審議会報告		
R8年 1月	パブリックコメントの実施(30日間) 関係各課、各林業事務所へ 意見照会	市町村への意見照会	
2月	パブコメ結果等による微修正	2月議会	
3月	計画策定 府内各課への通知	市町村、里山関係団体への通知	

第6次千葉県里山基本計画【概要】(案)

○計画期間 令和8年度～令和11年度(4か年)

第1次～第5次里山基本計画(平成17年度～令和7年度)

【主な取組内容】

- 里山活動協定締結の促進(条例第16条)
- 里山活動への情報の発信、普及啓発
- 多様な人々の参画による多面的機能の発揮
- 主体的かつ継続的な里山活動の促進
- 里山活動団体の育成・支援
- 県民や企業等による活動の促進
- 里山資源の有効活用による地域の活性化
- 市町村等の地域が主体となって進める里山活動の促進

「第5次里山基本計画」
多様な人々が里山活動に参画し、森林の多様な恵みを引き出す、新たな里山づくりの実現

○目標：里山活動の支援に取り組む市町村数
38市町村(令和7年度末)

○成果：31市町(令和6年度末)
「市町村職員の人員不足、担い手不足」

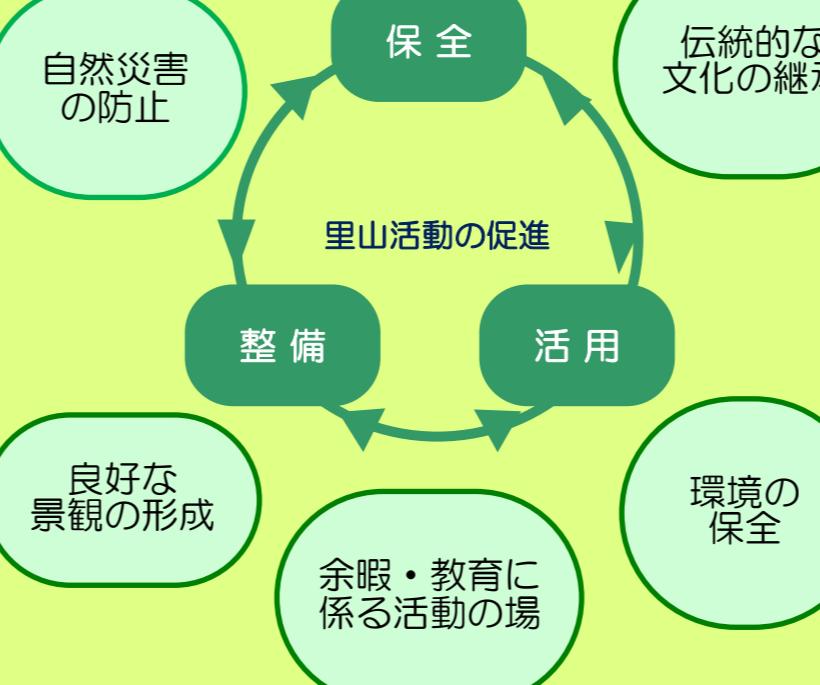
＜第1次～第5次 成果＞「総合窓口設置、里山情報バンク運用」
◆里山活動のサポート体制構築「法人の森制度」
◆企業による里山活動への取組の増加「活動団体の多様化」
◆先進的活動団体による地域林業、森林保全活動への貢献
◆多様な里山関係団体が連携する「ちば里山イノベーションハブ」構築
「各団体の人材を活かした効果的な支援」

【実績：令和6年度末】

○里山活動協定の締結・認定：130件

○里山活動の支援に取り組む市町村数：31市町

「千葉県里山条例」の目的



「里山」とは

人による維持管理がなされている一団の樹林地、草地、湿地、水辺地又はその他の類する土地が一体となっている土地



里山の多面的機能を持続的に発揮するため、



- ・県民の健康で文化的な生活の確保
- ・活力ある社会の実現に寄与

◇「千葉県里山基本計画」の策定根拠

県は、里山の保全、整備及び活用に関する総合的な施策を推進するため、基本的な計画を定めなければならない。

(千葉県里山条例第9条)

	H21.3.31末時点		H25.3.31末時点		H29.3.31末時点		R3.3.31末時点		R7.3.31末時点	
	第一次	純増数	第二次	純増数	第三次	純増数	第四次	純増数	第五次	純増数
里山活動団体が協定等に基づき整備・保全及び活用する森林面積(ha)	148	—	217	+69	305	+88	370	+65	458	+88
里山活動協定の認定数(件)	115	—	122	+7	127	+5	128	+1	130	+2

年平均2.2ヘクタール増

「森林環境教育」とは

森林内での様々な体験活動等を通じて、人々の生活や環境と森林との関係について理解と関心を深めることにより、森林と人との共生する社会の実現に向けた取組を推進すること

第6次千葉県里山基本計画の基本的目標

～里山での森林環境教育の活用を促し、里山の多面的機能発揮を目指す、里山づくりの実現～

ちばの里山を取り巻く環境の変化

■【整備】里山活動団体の高齢化、担い手不足

「70代が活動の中心、新規参入が少ない」

■【整備】企業からの法人の森制度以外の私有林への支援が低迷

「企業の環境への責務は強まっている」

■【活用】学校における里山活用の減少

「教員の働き方改革により学校での校外学習等減少」

■【活用】幼児期の自然体験の増加

「ちば・うみやま保育の効果(R7年度139団体)」

■【整備・活用】行政職員の人手不足

「林業関係の市町村職員」

基本方針及び取組

<1>里山整備の支援【整備】

「里山活性化による多面的機能発揮対策事業(既存)」

- ・新規参入する里山活動団体の支援
- ・里山活動団体の活動支援・研修実施(既存)

・企業等による里山整備の支援促進

「私有林への支援強化(新規)、法人の森制度(既存)」

<2>森林環境教育の支援【活用】

「ちば里山イノベーションハブの活用(既存)」

- ・里山関係団体のネットワークを活かした森林環境教育支援
- ・市町村の森林環境譲与と税活用による森林環境教育の支援

・木育の推進「木育推進方針」

・教育の森、学校林等の活用による森林環境教育のフィールド

整備「新規開拓、未利用地の需要把握(既存拡充)」

・学校等での森林環境教育の取組支援「袖ヶ浦市内でもモデル事業の実施(新規)」

・教員等への研修、教材・動画作成、副読本作成(新規)

・森林環境教育の人材育成

・みどりの少年団育成・支援「新規団体への支援(新規)」

<3>他部局との連携による里山活用の促進【活用】

「認証団体への研修実施(既存)」

- ・子育て支援課のちば・うみやま保育との連携による幼稚園・
- ・保育所等への里山活用促進(対象：幼稚園、保育園)

・循環型社会推進課の環境教育施策との連携による若者世代へ

の里山活用促進(対象：高校、大学、20代)「若者向け環境保全アイデアコンテスト等との連携(既存)」

・教育庁の環境学習との連携による学校教育としての森林環境

教育の取組推進(対象：小学校、中学校、高校)「青少年自然の家との連携、教員研修への掲載(新規)」

目指す姿1 里山において、企業等の多様な参画による整備が進み、里山の多面的機能が発揮されている

【目標指標】

◆里山活動団体等が協定等に基づき整備・保全する森林(樹林地等)の面積

570ヘクタール(令和11年度末)

※現状：458ヘクタール(令和6年度末)

効果

※団体数は教育の森、みどりの少年団活動、県民の森、学校林、ちば・うみやま保育活動等の高校生以下の学校教育・幼児保育による活動団体の数値

目指す姿2 里山において、幼児から高校生を中心に森林環境教育での活用が活発に行われている

【目標指標】

◆里山での学校教育・幼児保育による森林環境教育の活動団体数

453団体(令和11年度末)

※現状：253団体(令和6年度末)

【将来の姿】

○里山において、企業等の多様な参画による整備及び森林環境教育による活用を行うための整備が行われている

○里山において、県内各地で幼児から高校生を中心に森林環境教育が行われており、里山が積極的に活用されている

第6次千葉県里山基本計画

(案)

令和8年 月

千葉県

第6次千葉県里山基本計画 目次

I 里山基本計画（以下「計画」という。）策定の基本的な考え方	4
1 計画の趣旨	4
2 計画の性格	4
3 計画期間	4
II これまでの計画の成果と里山の現状	5
1 取組の成果	5
2 里山の現状	7
(1) 里山活動団体の高齢化、担い手不足	
(2) 企業からの法人の森制度以外の私有林への支援が低迷	
(3) 学校における里山活用の減少	
(4) 幼児期の自然体験の増加	
(5) 行政職員の人手不足	
III 里山の保全、整備及び活用に関する施策についての基本的な方針	9
1 目指す姿	9
2 将来の姿	9
3 基本的な目標	10
4 取組の方針	10
(1) 里山整備の支援	
(2) 森林環境教育の支援	
(3) 他部局との連携による里山活用の促進	
IV 里山の保全、整備及び活用に関し総合的かつ計画的に講すべき施策	11
1 里山整備の支援	11
(1) 新規参入する里山活動団体の支援	
(2) 里山活動団体の活動支援	
(3) 企業等による里山整備の支援促進	
2 森林環境教育の支援	12
(1) 里山関係団体のネットワークを活かした森林環境教育支援	
(2) 市町村の森林環境譲与税活用による森林環境教育の支援	
(3) 木育の推進	
(4) 教育の森、学校林等の活用による森林環境教育のフィールド整備	
(5) 学校等での森林環境教育の取組支援	
(6) 森林環境教育の人材育成	
(7) みどりの少年団育成・支援	
3 他部局との連携による里山活用の促進	14
(1) 子育て支援課のちば・うみやま保育との連携による幼保への里山活用促進	
(2) 循環型社会推進課の環境教育施策との連携による若者世代への里山活用促進	

(3) 教育庁の環境学習との連携による学校教育としての森林環境教育の取組推進	
4 調査及び研究の推進	14
(1) 企業等の参加による里山整備の調査	
(2) 森林環境教育の研究	
V 施策を推進するために必要な事項	15
1 里山活動のサポート体制支援	15
2 関係施策との調整と連携	15
3 進行管理	15

I 里山基本計画（以下「計画」という。）策定の基本的な考え方

1 計画の趣旨

農林水産業等の営みと自然とが調和しつつ維持されてきた里山は、多様な生き物の宝庫であるとともに、森林・谷津田・水辺等が一体となった美しい景観を形成し、県民にとって貴重な財産となっています。

そして私たちは、この里山から、地球温暖化防止や豊かな生物多様性と生態系等の保全、災害の防止、教育や憩いの場の提供、伝統的な生活文化の継承等の多面的機能を享受してきました。

一方、里山では手入れ不足の森林の増加や、放置竹林の拡大等が進んでおり、多面的機能の低下のほか、イノシシ等の野生鳥獣による農作物の被害が深刻な問題となっています。

本県では、里山の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成 15 年千葉県条例第 5 号、以下「里山条例」という。）」を制定し、県民参加による里山活動を促進する施策を展開してきました。

第 6 次千葉県里山基本計画は、これまでの計画の計画期間における取組の成果と現状を評価し、社会情勢の変化等を踏まえて、里山の保全、整備及び活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、それらに関する基本的な計画を定めたものです。

2 計画の性格

本計画は、「千葉県総合計画」及び「千葉県農林水産業振興計画」の下、これらの里山活動の目指す姿及びその先の将来の姿を示し、その実現に向けた具体的な取組を定めます。

3 計画の期間

計画期間は、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 か年とします。

II これまでの計画の成果と里山の現状

里山条例第9条に規定される計画が策定されてから、計画に基づく里山活動の促進に向けた様々な施策を実施してきました。

これまでの計画に基づく取組による成果と里山の現状は、以下のとおりです。

1 取組の成果

里山活動の支援に取り組む市町村数は31市町村となり、第5次里山基本計画の目標は未達となりました。

一方、里山活動によって整備された面積は延べ458ヘクタールとなり、第5次里山基本計画の目標を達成しました。

第5次里山基本計画の目標値

	基準年度 (令和2年度末)	目標年度 (令和7年度末)	実績 (令和6年度末)
里山活動の支援に取り組む市町村数	28市町村	38市町村	31市町村
里山活動団体が整備・保全する森林の面積 (注1)	370ヘクタール	451ヘクタール	458ヘクタール

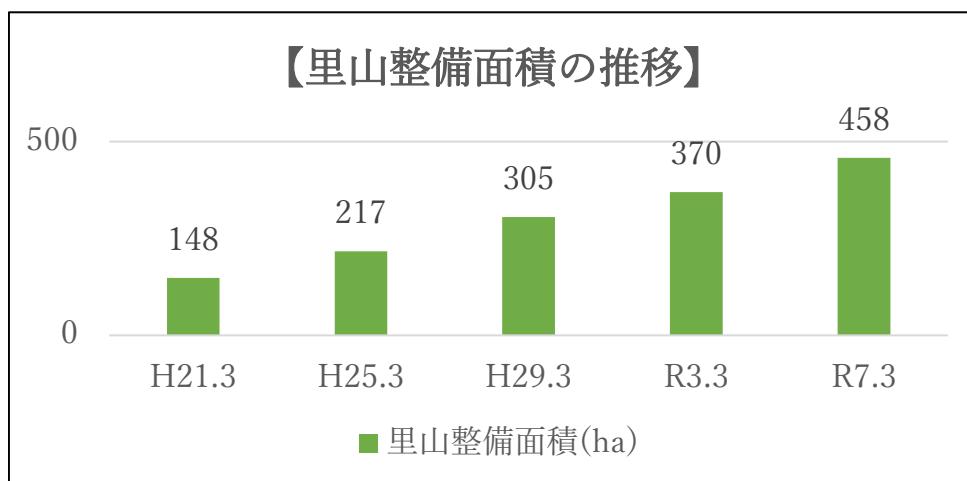
(注1) 第5次基本計画の目標として、

- ①里山活動協定認定制度に係る協定地
 - ②法人の森協定等で整備される県有林及び海岸県有保安林
 - ③森林・山村多面的機能発揮対策に係る活動地
- の3項目の他に「④市町村において支援等を行っている里山活動団体等の活動地の面積」(以下:④活動地の面積)が新たに追加されていたが、過去からの推移を比較しやすくするため、④活動地の面積を除いた数値で示している。

《参考》

○ 里山活動団体等が整備・保全する森林の面積

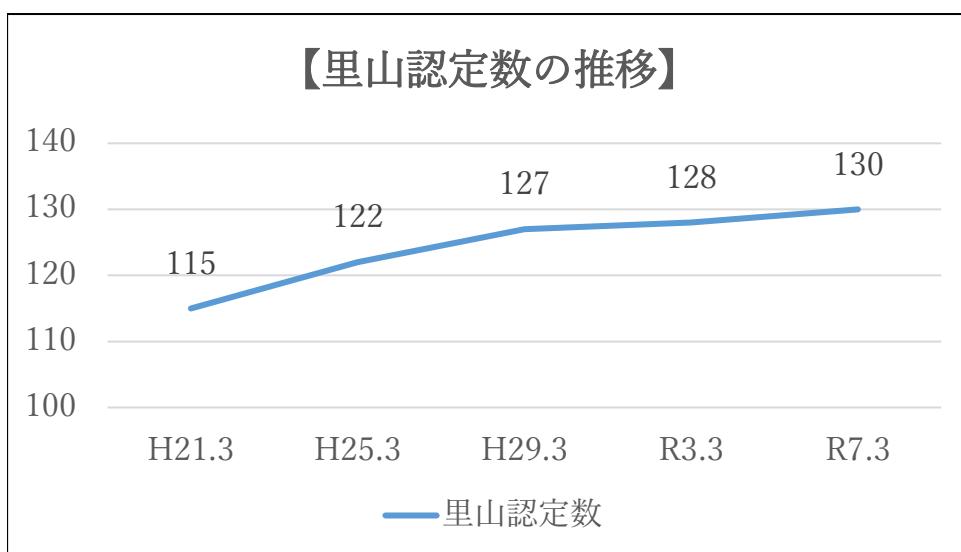
	H21.3.31 末時点		H25.3.31 末時点		H29.3.31 末時点		R3.3.31 末時点		R7.3.31 末時点	
	第一次	純増数	第二次	純増数	第三次	純増数	第四次	純増数	第五次	純増数
里山活動団体等 が整備・保全 する森林の面積	148	—	217	+69	305	+88	370	+65	458	+88



○ 里山活動協定の認定取得状況

里山活動協定の認定取得の促進や、里山活動への支援や普及啓発等を行った結果、これまでに 130 件の里山活動協定が認定を取得しています。

	H21.3.31 末時点		H25.3.31 末時点		H29.3.31 末時点		R3.3.31 末時点		R7.3.31 末時点	
	第一次	純増数	第二次	純増数	第三次	純増数	第四次	純増数	第五次	純増数
里山活動協定の 認定数(件)	115	—	122	+ 7	127	+ 5	128	+ 1	130	+ 2



○ 第5次里山基本計画における取組状況

① 里山整備活動の支援

里山活動団体へのチェーンソー研修やロープワークを用いた伐倒作業研修等の安全衛生教育の推進による事故防止の徹底を図っています。

また、里山活動充実のための里山総合窓口では里山活動団体や里山活動に関心のある県民等からの相談・問い合わせに対応するとともに、イベント等をHPに掲載するなどの周知を行っています。

さらに、国・県・市町村が連携して新規里山活動団体を支援する「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金」への支援に取り組んでいます。

② 市町村等の地域が主体となって進める里山活動の推進

市町村職員への研修を実施し、里山活動等への知識習得に努めています。

また、里山をフィールドに活動する多様な主体が、共通の活動や課題に連携して取り組むことを目的に、「ちば里山イノベーションハブ」を構築しました。

さらに、木育コーディネーター養成研修等により木育活動及び木育に関する人材育成に取り組んでいます。

2 里山の現状

(1) 里山活動団体の高齢化、担い手不足

人口減少や高齢化の進展、働き方改革に伴う定年延長などの社会情勢の変化に伴い、里山整備活動へと向かう人数の減少等により世代交代が進んでいないことから、里山活動団体の多くは、構成員の高齢化が問題となっています。

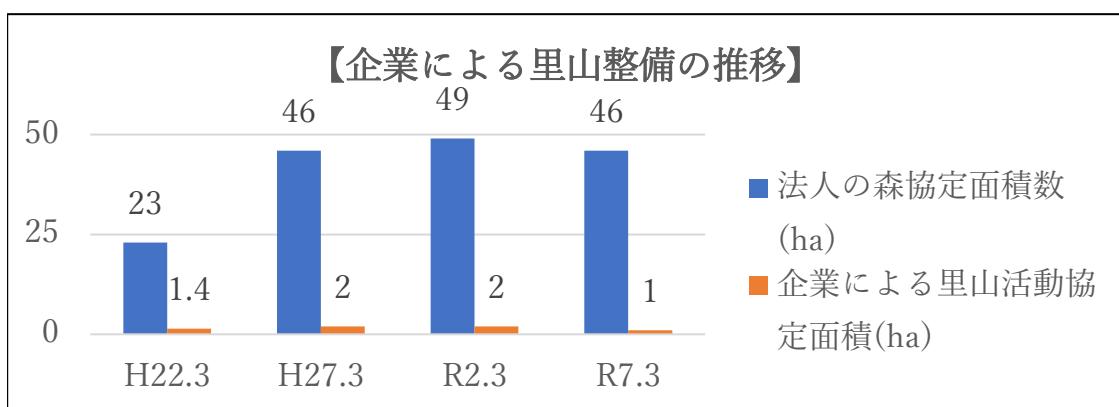
また、次世代を担う新たな人材が育っていない場合も多くみられ、団体の運営・存続に支障をきたしているなど、今後の里山活動団体による整備の推進が見込まれない状況です。

(2) 企業からの法人の森制度以外の私有林への支援が低迷

政府が令和5年3月に改定を行った「生物多様性国家戦略」において、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取組の一つとして、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」に認定する取組が令和5年度から開始されました。

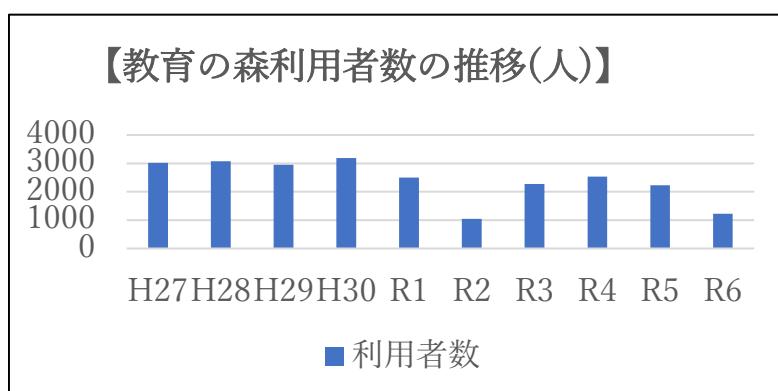
さらに令和7年4月には自然共生サイトを法制化した「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が施行されるなど、企業の環境への責務は強まっているところです。

一方、本県においては、企業からの法人の森制度により、海岸県有林を中心に県有林への支援は得られているが、法人の森制度以外の私有林への支援は低迷しています。

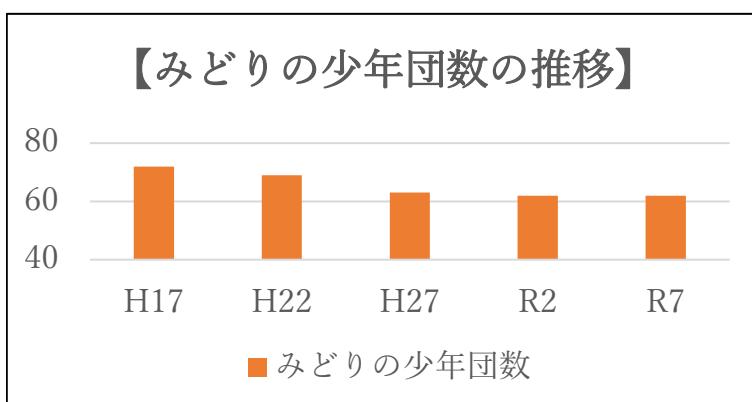


(3) 学校における里山活用の減少

近年、教員の働き方改革の影響等により、学校での校外学習等が減少傾向となっており、そのため、教育の森の利用者数やみどりの少年団数は減少しており、学校における里山活用が減少しています。



※教育の森とは子供達等が森林での様々な体験活動等ができる場所として、所有者の協力が得られた森林を県が認定したもの



※みどりの少年団とは子供達が自然に親しむ活動を通じて、心豊かな人間性と学校単位を中心とした団活動により、責任と協力の心を培い、明るい社会人に育つことを願って結成されている

(4) 幼児期の自然体験の増加

幼児期における自然体験については、健康福祉部子育て支援課の施策である自然体験活動を通じて、子どもの主体性や創造性等を育む「自然環境保育」に取り組む幼稚園・保育所等の活動を支援する「ちば・うみやま保育（千葉県自然環境保育認証制度）」の効果により、幼稚園・保育所等での自然体験活動が増加しています。

（ちば・うみやま保育認証団体数：

106団体（R6年度）→139団体（R7年度）

(5) 行政職員の人手不足

市町村は、地域における里山の保全、整備及び活用の推進役として主導的な役割を担うことが期待されています。

しかしながら、令和7年度に実施した市町村向けアンケートによると、里山施策に取組むための課題として「需要が把握できない」、「優先度が低い」、「担い手が見つからない」などが挙げられています。特に課題の中で「職員数の不足」が最も多く挙げられています。

III 里山の保全、整備及び活用に関する施策についての基本的な方針

1 目指す姿

第6次里山基本計画では、これまでの施策を継承しつつ、里山の多面的機能が發揮される仕組みの構築に向けて、目指す姿を以下に示します。

【目指す姿1】 里山において、企業等の多様な参画による整備が進み、里山の多面的機能が發揮されている。

【目指す姿2】 里山において、幼児から高校生を中心に森林環境教育での活用が活発に行われている。

2 将来の姿

第6次里山基本計画では、長期的な施策の方向性を明確にするため、おおむね10年後の将来の姿を以下に示します。

【将来の姿1】 里山において、企業等の多様な参画による整備及び森林環境教育による活用を行うための整備が行われている。

【将来の姿2】 里山において、県内各地で幼児から高校生を中心に森林環境教育が行われており、里山が積極的に活用されている。

3 基本的な目標

里山での森林環境教育の活用を促し、
里山の多面的機能発揮を目指す、里山づくりの実現

基本的な目標の実現に向けて、令和11年度末までの数値目標を掲げ、進捗を管理します。

	基準年度 (令和6年度末)	目標年度 (令和11年度末)
里山活動団体等が協定等に基づき整備・保全する森林(樹林地等)の面積(注1)	458ヘクタール	570ヘクタール
里山での学校教育・幼児保育による森林環境教育の活動団体数(注2)	〇〇団体	〇〇団体

(注1)「里山活動団体等が協定等に基づき整備・保全する森林(樹林地等)の面積とは、
①里山活動協定認定制度に係る協定地
②法人の森協定等で整備される県有林及び海岸県有保安林
③森林・山村多面的機能発揮対策に係る活動地
等において、当該年度に整備・保全する森林(樹林地等)面積とします。

(注2)「里山での学校教育・幼児保育による森林環境教育の活動団体数」とは、教育の森、みどりの少年団活動、県民の森、学校林、ちば・うみやま保育における活動等の高校生以下の学校教育・幼児保育による里山での活動団体数とします。

4 取組の方針

里山整備については、里山活動団体の育成・支援に引き続き取り組むとともに、併せて企業による参加を促進していくことで里山整備を進めます。

また、学校教育及び幼児保育での森林環境教育の取組を推進していくことで、里山において活発に活用されている環境づくりを目指します。

(1) 里山整備の支援

里山整備を推進するため、里山活動団体の新規参入を支援するとともに、既存の里山活動団体が、継続的に里山整備を実施できるよう支援します。また、企業等による社会貢献活動等の環境への責務としての里山整備の取組を支援します。

(2) 森林環境教育の支援

里山での森林環境教育による活用を推進するため、里山関係団体のネットワーク(ちば里山イノベーションハブ)を活かしながら、森林環境教育のフィールド整備や学校等での森林環境教育の取組支援等を行います。また、市町村の森林環境教育の取組を支援します。

（3）他部局との連携による里山活用の促進

教育庁等の他部局と連携した様々な取組を行うことで、里山での森林環境教育による活用等を推進します。

IV 里山の保全、整備及び活用に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

1 里山整備の支援

（1）新規参入する里山活動団体の支援

林野庁で実施している、新たな里山活動団体が里山の多面的機能を発揮するための支援について、引き続き、県でも市町村と連携して、バックアップを図り里山活動団体の新規参入を支援します。

また、県内で実施されている里山活動をホームページ等で周知し、多様な人々の参画を促進します。

（2）里山活動団体の活動支援

里山活動充実のため、相談や問い合わせへの対応等の総合窓口を引き続き運営していきます。

また、里山活動団体に対して、次世代リーダー育成研修や里山活動団体間の連携強化研修を実施し、継続的に里山活動を実施できるよう支援します。

さらに、里山活動団体が、里山活動を安全に実施するために、チェーンソー等の林業用機械の講習会や伐採に伴う掛かり木の安全処理の研修などの安全衛生教育を実施し、事故防止の徹底を図っていきます。

（3）企業等による里山整備の支援促進

企業等による里山整備の支援について、美しいちばの森林づくり・森林整備によるCO₂吸収量認証制度や里山活動協定認定制度等の情報発信を行います。これらにより、企業等の参加への意識を高めることで、里山整備への参加を促進します。

また、法人の森制度等の環境活動に取り組んでいる企業等に対して、その活動をPRするなど積極的に働きかけを行います。

2 森林環境教育の支援

(1) 里山関係団体のネットワークを活かした森林環境教育支援

里山をフィールドに活動する多様な主体によるネットワークである「ちば里山イノベーションハブ（通称：CSI）」を構築したことから、CSI メンバーの多様な人材やフィールド等を活用して森林環境教育を推進します。



(2) 市町村の森林環境譲与税活用による森林環境教育の支援

令和6年度から国税として森林環境税が国内に住所のある個人に対して課税されており、森林環境税を財源として、森林整備や森林の有する公益的機能に関する普及啓発等を使途とする森林環境譲与税が譲与されています。このような状況下で、森林環境教育による取組について、市町村と連携を図り、市町村が実施する森林環境教育施策を支援することにより、地域での森林環境教育の拡大を図ります。

(3) 木育の推進

森林の有する多面的機能を認識するとともに、森林から生産される木材に愛着を持つことで、森林資源の循環利用に自発的に取り組む機運を醸成するため、千葉県木育推進方針に基づく、木育活動を推進します。

また、木育活動を推進するため、森林や木材についての幅広い知識を持ち、

かつ、わかりやすく教える能力や、安全にイベントを進める能力のある指導者を育成に取り組みます。

※「木育」とは木材や木製品との触れ合いを通じて、木の良さや利用の意義を学ぶ教育活動

(4) 教育の森、学校林等の活用による森林環境教育のフィールド整備

森林環境教育の利用を通じて、里山の活用を促進するため、森林環境教育を実施する側のニーズに応じて教育の森、学校林等の森林環境教育のフィールド整備を実施します。

(5) 学校等での森林環境教育の取組支援

学校教育や幼児保育での森林環境教育の取組を推進するため、緑化推進拠点施設や県民の森を活用した学校の野外活動等での講師派遣等の支援を行います。

また、学校や保育所等の職員向けにも森林環境教育の情報を周知し、森林環境教育の取組を推進します。

(6) 森林環境教育の人材育成

学校や保育所等の職員向けに森林環境教育を理解してもらうための森林環境教育指導者育成研修を実施します。

また、森林環境教育を実施する上で、千葉県の森林・林業を正しく理解してもらうために森林環境教育向けテキスト等を提供します。

(7) みどりの少年団の育成・支援

みどりの少年団を育成支援するため、千葉県緑化推進委員会と連携して、自然と触れ合うことの大切さを学校にPRするなど、新規参加を支援します。

また、既存のみどりの少年団について、活動に対する助成など継続的な活動となるよう支援します。

3 他部局との連携による里山活用の促進

（1）子育て支援課のちば・うみやま保育との連携による幼稚園・保育所等への里山活用促進

健康福祉部子育て支援課で実施している施策である、自然体験活動を通じて子どもの主体性や創造性等を育む「自然環境保育」に取り組む幼稚園・保育所等の活動を支援する「ちば・うみやま保育（千葉県自然環境保育認証制度）」と連携して、認証団体への森林環境教育指導者育成研修実施や自然体験活動を支援することで、幼児教育・保育による森林環境教育を推進します。

（2）循環型社会推進課の環境教育施策との連携による若者世代への里山活用促進

環境生活部循環型社会推進課で実施している施策である、次代の環境保全活動をリードする若手人材の育成を図るための「若者が主役の環境保全活動応援事業」と連携して若者世代の取組を支援します。

また、同じく環境生活部循環型社会推進課で実施している施策である、持続可能な社会の構築を目指して、学校や団体等で環境教育活動を実践できる人材を育成するための「環境教育指導者養成研修」と連携して、森林環境教育の人材育成を支援します。

（3）教育庁の環境学習との連携による学校教育としての森林環境教育の取組推進

教育庁で所管している「千葉県立君津亀山青少年自然の家」の自然環境教育の取組と連携して、学校の森林環境教育関連の校外学習への支援を行います。

また、森林環境教育施策を学校関係者に周知するため、教育庁学習指導課と連携して、教職員向けの研修項目に記載するなど周知します。

4 調査及び研究の推進

里山の保全、整備及び活用の方法に関する調査及び研究に取り組みます。

（1）企業等の参加による里山整備の調査

企業等の参加による里山整備を促進していくため、企業等が関心を持っている情報の収集・分析に努めます。

（2）森林環境教育の研究

森林環境教育の取組を推進するため、森林環境教育が学校関係者等に取り組みやすいものとなるよう副読本の作成等に関する森林環境教育プログラム作成に向けた研究に努めます。

V 施策を推進するために必要な事項

1 里山活動のサポート体制支援

今後も引き続き、ちば里山センター等の里山関係団体が継続的に役割を發揮できるよう、支援方法等を検討します。

2 関係施策との調整と連携

森林環境譲与税を活用した各種施策と里山施策との連携や、地域の獣害対策等との連携により、里山整備・活用の効果的な推進を図ります。

併せて、市町村や教育機関等との連携強化など、積極的な支援に取り組み、里山の保全、整備及び活用を促進していきます。

3 進行管理

社会情勢の変化や県民の意向、里山活動団体・土地所有者のニーズを反映した、柔軟かつ的確な里山施策を展開するため、里山活動の実施状況を把握し、施策に反映します。

新旧対照表

○千葉県里山基本計画

新(第6次)	現行(第5次)
第6次千葉県里山基本計画	第5次千葉県里山基本計画
第6次千葉県里山基本計画　目次	第5次千葉県里山基本計画　目次
I 里山基本計画(以下「計画」という。)策定の基本的な考え方	I 里山基本計画の趣旨
1 計画の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画期間	
II これまでの計画の成果と里山の現状	II 千葉県里山基本計画の成果と課題
1 取組の成果	1 取組の成果
2 里山の現状	2 今後の課題
(1) 里山活動団体の高齢化、担い手不足	(1) 里山活動団体の組織基盤の強化
(2) 企業からの法人の森制度以外の私有林への支援が低迷	(2) 事故防止対策の見直しや強化
(3) 学校における里山活用の減少	(3) 土地所有者による管理が見込めない森林の増加
(4) 幼児期の自然体験の増加	(4) 市町村による里山活動支援の促進
(5) 行政職員の人手不足	
III 里山の保全、整備及び活用に関する施策についての基本的な方針	III 計画期間
1 目指す姿	
2 将来の姿	
3 基本的な目標	
4 取組の方針	
(1) 里山整備の支援	
(2) 森林環境教育の支援	
(3) 他部局との連携による里山活用の促進	
IV 里山の保全、整備及び活用に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	IV 里山の保全、整備及び活用に関する施策についての基本的な方針 基本的な目標
1 里山整備の支援	1 目指す姿
(1) 新規参入する里山活動団体の支援	2 里山活動の目標
(2) 里山活動団体の活動支援	3 取組の方針
(3) 企業等による里山整備の支援促進	(1) 里山整備活動の支援
2 森林環境教育の支援	(2) 市町村等の地域が主体となって進める里山活動の推進
(1) 里山関係団体のネットワークを活かした森林環境教育支援	
(2) 市町村の森林環境譲与税活用による森林環境教育の支援	
(3) 木育の推進	
(4) 教育の森、学校林等の活用による森林環境教育のフィールド整備	
(5) 学校等での森林環境教育の取組支援	
(6) 森林環境教育の人材育成	
(7) みどりの少年団育成・支援	
	V 里山の保全、整備及び活用に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
	1 里山整備活動の支援
	(1) 自立した里山活動団体の育成・支援
	(2) 里山活動団体の参画の促進
	(3) 地域の課題に取り組む里山活動の促進
	2 市町村等の地域が主体となって進める里山活動の推進
	(1) 多様な人々の参画を促進するコーディネート機能の強化
	(2) 里山資源の有効活用による地域の活性化

新（第6次）	現行（第5次）
<p>3 他部局との連携による里山活用の促進</p> <p>（1）子育て支援課のちば・うみやま保育との連携による幼保への里山活用促進</p> <p>（2）循環型社会推進課の環境教育施策との連携による若者世代への里山活用促進</p> <p>（3）教育庁の環境学習との連携による学校教育としての森林環境教育の取組推進</p> <p>4 調査及び研究の推進</p> <p>（1）企業等の参加による里山整備の調査</p> <p>（2）森林環境教育の研究</p> <p>V 施策を推進するために必要な事項</p> <p>1 里山活動のサポート体制支援</p> <p>2 関係施策との調整と連携</p> <p>3 進行管理</p>	<p>3 調査及び研究の推進</p> <p>VI 施策を推進するために必要な事項</p> <p>1 地域の合意形成と市町村との連携強化</p> <p>2 関係施策との調整と連携</p> <p>3 進行管理</p>

I 里山基本計画（以下「計画」という。）策定の基本的な考え方

1 計画の趣旨

農林水産業等の営みと自然とが調和しつつ維持されてきた里山は、多様な生き物の宝庫であるとともに、森林・谷津田・水辺等が一体となった美しい景観を形成し、県民にとって貴重な財産となっています。

そして私たちは、この里山から、地球温暖化防止や豊かな生物多様性と生態系等の保全、災害の防止、教育や憩いの場の提供、伝統的な生活文化の継承等の多面的機能を享受してきました。

一方、里山では手入れ不足の森林の増加や、放置竹林の拡大等が進んでおり、多面的機能の低下のほか、イノシシ等の野生鳥獣による農作物の被害が深刻な問題となっています。

本県では、里山の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成15年千葉県条例第5号、以下「里山条例」という。）」を制定し、県民参加による里山活動を促進する施策を展開してきました。

第6次千葉県里山基本計画は、これまでの計画の計画期間における取組の成果と現状を評価し、社会情勢の変化等を踏まえて、里山の保全、整備及び活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、それらに関する基本的な計画を定めたものです。

2 計画の性格

本計画は、「千葉県総合計画」及び「千葉県農林水産業振興計画」の下、からの里山活動の目指す姿及びその先の将来の姿を示し、その実現に向けた具体的な取組を定めます。

3 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4か年とします。

II これまでの計画の成果と里山の現状

里山条例第9条に規定される計画が策定されてから、計画に基づく里山活動の促進に向けた様々な施策を実施してきました。

これまでの計画に基づく取組による成果と里山の現状は、以下のとおりです。

1 取組の成果

里山活動の支援に取り組む市町村数は31市町村となり、第5次里山基本計画の目標は未達となりました。

一方、里山活動によって整備された面積は延べ458ヘクタールとなり、第5次里山基本計画の目標を達成しました。

第5次里山基本計画の目標値

	基準年度 (令和2年度末)	目標年度 (令和7年度末)	実績 (令和6年度末)
里山活動の支援に取り組む市町村数	28市町村	38市町村	31市町村
里山活動団体が整備・保全する森林の面積 (注1)	370ヘクタール	451ヘクタール	458ヘクタール

I 里山基本計画の趣旨

農林水産業等の営みと自然とが調和しつつ維持されてきた里山は、多様な生き物の宝庫であるとともに、森林・谷津田・水辺等が一体となった美しい景観を形成し、県民にとって貴重な財産となっています。

そして私たちは、この里山から、地球温暖化防止や豊かな生物多様性と生態系等の保全、災害の防止、教育や憩いの場の提供、伝統的な生活文化の継承等の多面的機能を享受してきました。

一方、里山では手入れ不足の森林の増加や、放置竹林の拡大等が進んでおり、多面的機能の低下のほか、イノシシ等の野生鳥獣による農作物の被害が深刻な問題となっています。

本県では、里山の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成15年千葉県条例第5号、以下「里山条例」という。）」を制定し、県民参加による里山活動を促進する施策を展開してきました。

第5次千葉県里山基本計画は、これまでの千葉県里山基本計画（以下「里山基本計画」という。）の計画期間における取組の成果と課題を評価し、社会情勢の変化等を踏まえて、千葉県総合計画「～新しい千葉の時代を切り開く～」及び「千葉県農林水産業振興計画」の下、これから里山活動の基本的な方針を定めたものです。

II 千葉県里山基本計画の成果と課題

里山条例第9条に規定される里山基本計画が策定されてから、計画に基づく里山活動の促進に向けた様々な施策を実施してきました。

里山基本計画に基づく取組による成果と課題は、以下のとおりです。

1 取組の成果

里山活動によって整備された面積は延べ370ヘクタールとなり、第4次里山基本計画の目標を達成しました。

第4次里山基本計画の目標値

	基準年度 (平成28年度末)	目標年度 (令和3年度末)	実績 (令和2年度末)
里山活動団体が整備・保全する森林の面積	305ha	340ha	370ha

新(第6次)	現行(第5次)																																																																																										
<p>(注1) 第5次基本計画の目標として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①里山活動協定認定制度に係る協定地 ②法人の森協定等で整備される県有林及び海岸県有保安林 ③森林・山村多面的機能発揮対策に係る活動地 <p>の3項目の他に「④市町村において支援等を行っている里山活動団体等の活動地の面積」(以下:④活動地の面積)が新たに追加されていたが、過去からの推移を比較しやすくするため、④活動地の面積を除いた数値で示している。</p> <p>«参考»</p> <p>○ 里山活動団体等が整備・保全する森林の面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">H21.3.31 末時点</th> <th colspan="2">H25.3.31 末時点</th> <th colspan="2">H29.3.31 末時点</th> <th colspan="2">R3.3.31 末時点</th> <th colspan="2">R7.3.31 末時点</th> </tr> <tr> <th>第一次</th> <th>純増数</th> <th>第二次</th> <th>純増数</th> <th>第三次</th> <th>純増数</th> <th>第四次</th> <th>純増数</th> <th>第五次</th> <th>純増数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>里山活動団体等 が整備・保全 する森林の面積</td> <td>148</td> <td>—</td> <td>217</td> <td>+69</td> <td>305</td> <td>+88</td> <td>370</td> <td>+65</td> <td>458</td> <td>+88</td> </tr> </tbody> </table> <p>～表(里山整備面積の推移)略～</p> <p>○ 里山活動協定の認定取得状況</p> <p>里山活動協定の認定取得の促進や、里山活動への支援や普及啓発等を行った結果、これまでに130件の里山活動協定が認定を取得しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">H21.3.31 末時点</th> <th colspan="2">H25.3.31 末時点</th> <th colspan="2">H29.3.31 末時点</th> <th colspan="2">R3.3.31 末時点</th> <th colspan="2">R7.3.31 末時点</th> </tr> <tr> <th>第一次</th> <th>純増数</th> <th>第二次</th> <th>純増数</th> <th>第三次</th> <th>純増数</th> <th>第四次</th> <th>純増数</th> <th>第五次</th> <th>純増数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>里山活動協定の 認定数(件)</td> <td>115</td> <td>—</td> <td>122</td> <td>+ 7</td> <td>127</td> <td>+ 5</td> <td>128</td> <td>+ 1</td> <td>130</td> <td>+ 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>～表(里山認定数の推移)略～</p> <p>○ 第5次里山基本計画における取組状況</p> <p>① 里山整備活動の支援</p> <p>里山活動団体へのチェーンソー研修やロープワークを用いた伐倒作業研修等の安全衛生教育の推進による事故防止の徹底を図っています。</p> <p>また、里山活動充実のための里山総合窓口での相談や問い合わせへの対応を行っています。併せて、里山活動についてイベント等の周知を行っています。</p> <p>さらに、国・県・市町村が連携して新規里山活動団体を支援する「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金」への支援に取り組んでいます。</p> <p>② 市町村等の地域が主体となって進める里山活動の推進</p> <p>市町村職員への研修を実施し、里山活動等への知識習得に努めています。</p> <p>また、里山をフィールドに活動する多様な主体が、共通の活動や課題に連携して取り組むことを目的に、「ちば里山イノベーションハブ」を構築しました。</p> <p>さらに、木育コーディネーター養成研修等により木育活動及び木育に関する人材育成に取り組んでいます。</p>		H21.3.31 末時点		H25.3.31 末時点		H29.3.31 末時点		R3.3.31 末時点		R7.3.31 末時点		第一次	純増数	第二次	純増数	第三次	純増数	第四次	純増数	第五次	純増数	里山活動団体等 が整備・保全 する森林の面積	148	—	217	+69	305	+88	370	+65	458	+88		H21.3.31 末時点		H25.3.31 末時点		H29.3.31 末時点		R3.3.31 末時点		R7.3.31 末時点		第一次	純増数	第二次	純増数	第三次	純増数	第四次	純増数	第五次	純増数	里山活動協定の 認定数(件)	115	—	122	+ 7	127	+ 5	128	+ 1	130	+ 2	<p>«参考»</p> <p>○ 里山活動協定の認定取得状況</p> <p>里山活動協定の認定取得の促進や、里山活動への支援や普及啓発等を行った結果、これまでに128件の里山活動協定が認定を取得しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">H21.3.31 末時点</th> <th colspan="2">H25.3.31 末時点</th> <th colspan="2">H29.3.31 末時点</th> <th colspan="2">R3.3.31 末時点</th> </tr> <tr> <th>第一次</th> <th>純増数</th> <th>第二次</th> <th>純増数</th> <th>第三次</th> <th>純増数</th> <th>第四次</th> <th>純増数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>里山活動協定の 認定数(件)</td> <td>115</td> <td>—</td> <td>122</td> <td>+ 7</td> <td>127</td> <td>+ 5</td> <td>128</td> <td>+ 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 第4次里山基本計画における里山活動の推進状況</p> <p>① 多様な人々の参画の促進及び地域の課題に取り組む里山活動の支援</p> <p>多様な人々の参画による里山活動が広がりつつあり、単なる里山の保全・整備活動に留まらず、竹林の整備で発生する竹を利用した竹炭生産や竹灯籠イベントの開催や都市住民による人工林整備と発生材を活用した家づくり、子連れて行う森づくりなど、地域の実情に応じた様々な活動が展開されています。</p> <p>② 里山活動の裾野を広げる地域連携の促進及び里山資源の有効活用による地域の活性化</p> <p>竹林整備で発生した竹を竹炭以外に素材として活用する取組や幼竹をメンマに加工・販売する取組など、里山資源を活用する取組が里山活動団体と製造販売者等が連携・協働して行われています。</p> <p>③ 自立した里山活動団体の育成・支援</p> <p>主体的に地域に根差した活動や自主的に安全対策に取り組む里山活動団体は増えつつありますが、多くの里山活動団体が構成員の高齢化等の課題を抱えています。</p> <p>一方で、令和2年度に実施した里山活動団体を対象としたアンケートによると今後活動面積を</p>		H21.3.31 末時点		H25.3.31 末時点		H29.3.31 末時点		R3.3.31 末時点		第一次	純増数	第二次	純増数	第三次	純増数	第四次	純増数	里山活動協定の 認定数(件)	115	—	122	+ 7	127	+ 5	128	+ 1
		H21.3.31 末時点		H25.3.31 末時点		H29.3.31 末時点		R3.3.31 末時点		R7.3.31 末時点																																																																																	
	第一次	純増数	第二次	純増数	第三次	純増数	第四次	純増数	第五次	純増数																																																																																	
里山活動団体等 が整備・保全 する森林の面積	148	—	217	+69	305	+88	370	+65	458	+88																																																																																	
	H21.3.31 末時点		H25.3.31 末時点		H29.3.31 末時点		R3.3.31 末時点		R7.3.31 末時点																																																																																		
	第一次	純増数	第二次	純増数	第三次	純増数	第四次	純増数	第五次	純増数																																																																																	
里山活動協定の 認定数(件)	115	—	122	+ 7	127	+ 5	128	+ 1	130	+ 2																																																																																	
	H21.3.31 末時点		H25.3.31 末時点		H29.3.31 末時点		R3.3.31 末時点																																																																																				
	第一次	純増数	第二次	純増数	第三次	純増数	第四次	純増数																																																																																			
里山活動協定の 認定数(件)	115	—	122	+ 7	127	+ 5	128	+ 1																																																																																			

新（第6次）	現行（第5次）
<p>2 里山の現状</p> <p>(1) 里山活動団体の高齢化、担い手不足</p> <p>人口減少や高齢化の進展、働き方改革に伴う定年延長などの社会情勢の変化に伴い、里山整備活動へと向かう人数の減少等により世代交代が進んでいないことから、里山活動団体の多くは、構成員の高齢化が問題となっています。</p> <p>また、次世代を担う新たな人材が育っていない場合も多くみられ、団体の運営・存続に支障をきたしているなど、今後の里山活動団体による整備の推進が見込まれない状況です。</p> <p>(2) 企業からの法人の森制度以外の私有林への支援が低迷</p> <p>政府が令和5年3月に改定を行った「生物多様性国家戦略」において、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取組の一つとして、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」に認定する取組が令和5年度から開始されました。</p> <p>さらに令和7年4月には自然共生サイトを法制化した「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が施行されるなど、企業の環境への責務は強まっているところです。</p> <p>一方、本県においては、企業からの法人の森制度により、海岸県有林を中心に県有林への支援は得られているが、法人の森制度以外の私有林への支援は低迷しています。</p> <p>～表（企業による里山整備の推移）略～</p> <p>(3) 学校における里山活用の減少</p> <p>近年、教員の働き方改革の影響等により、学校での校外学習等が減少傾向となっており、そのため、教育の森の利用者数やみどりの少年団数は減少しており、学校における里山活用が減少しています。</p> <p>～表（教育の森利用者数の推移）略～</p> <p>～表（みどりの少年団数の推移）略～</p> <p>(4) 幼児期の自然体験の増加</p> <p>幼児期における自然体験については、健康福祉部子育て支援課の施策である自然体験活動を通じて、子どもの主体性や創造性等を育む「自然環境保育」に取り組む幼稚園・保育所等の活動を支援する「ちば・うみやま保育（千葉県自然環境保育認証制度）」の効果により、幼稚園・保育所等での自然体験活動が増加しています。</p> <p>（ちば・うみやま保育認証団体数： 106団体（R6年度）→139団体（R7年度））</p> <p>(5) 行政職員の人手不足</p> <p>市町村は、地域における里山の保全、整備及び活用の推進役として主導的な役割を担うことが</p>	<p>増やす意向のある団体や活動の幅を広げる意向のある団体も3割程度存在しています。</p> <p>2 今後の課題</p> <p>(1) 里山活動団体の組織基盤の強化</p> <p>人口減少や高齢化の進展、働き方改革に伴う定年延長などの社会情勢の変化に伴い、里山整備活動へと向かう人数の減少等により世代交代が進んでいないことから、活動休止状態の団体が増加し、今後は解散となる里山活動団体も増えることが予想されており、里山活動団体の組織基盤の強化が求められています。</p> <p>(2) 事故防止対策の見直しや強化</p> <p>第4次里山基本計画期間内において、里山整備活動中に死亡事故が発生したことから、今後二度と同様の事故を繰り返さないために、再発防止に向けた徹底した取組が必要とされています。</p> <p>(3) 土地所有者による管理が見込めない森林の増加</p> <p>人口減少時代に入り、今後は土地所有者による自発的な手入れが見込めない森林が一層増加していくことが予想され、里山活動団体による森林保全だけではカバーしきれないことから、新たな形で、里山を整備・保全しながら、地域で利活用していく方策が必要と考えられます。</p> <p>なお、既存の里山活動団体のこれまで培った知識やスキルを次世代につなげることも、引き続き必要であることから、里山活動団体による森林保全等の取組の重要性が増すものと考えられます。</p> <p>(4) 市町村による里山活動支援の促進</p> <p>市町村は、地域における里山の保全、整備及び活用の推進役として主導的な役割を担うことが期待されていますが、担当部署の不明確、人員の不足、限られた予算などにより、令和3年度に里山活動の支援に取り組んでいる市町村は28市町村に留まっています。</p> <p>このため、市町村の里山に対する理解を深め、里山活動支援への取組を促進する仕組みづくりや森林環境譲与税を活用した里山整備など、市町村の里山活動を有意なものへと誘導するインセンティブが必要となっています。</p> <p>III 計画期間</p> <p>計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4か年とします。</p>

期待されています。

しかしながら、令和7年度に実施した市町村向けアンケートによると、里山施策に取り組むための課題として「需要が把握できない」、「優先度が低い」、「担い手が見つからない」などが挙げられています。特に、課題の中で「職員数の不足」が最も多く挙げられています。

III 里山の保全、整備及び活用に関する施策についての基本的な方針

1 目指す姿

第6次里山基本計画では、これまでの施策を継承しつつ、里山の多面的機能が発揮される仕組みの構築に向けて、目指す姿を以下に示します。

【目指す姿1】 里山において、企業等の多様な参画による整備が進み、里山の 多面的機能が発揮されている。

【目指す姿2】 里山において、幼児から高校生を中心に森林環境教育での活用 が活発に行われている。

2 将来の姿

第6次里山基本計画では、長期的な施策の方向性を明確にするため、おおむね10年後の将来の姿を以下に示します。

【将来の姿1】 里山において、企業等の多様な参画による整備及び森林環境教育による活用を行なうための整備が行われている。

【将来の姿2】 里山において、県内各地で幼児から高校生を中心に森林環境教育が行われており、里山が積極的に活用されている。

3 基本的な目標

**里山での森林環境教育の活用を促し、
里山の多面的機能発揮を目指す、里山づくりの実現**

基本的な目標の実現に向けて、令和11年度末までの数値目標を掲げ、進捗を管理します。

	基準年度 (令和6年度末)	目標年度 (令和11年度末)
里山活動団体等が協定等に基づき整備・保全する森林(樹林地等)の面積(注1)	458 ヘクタール	570 ヘクタール
里山での学校教育・幼児保育による森林環境教育の活動団体数(注2)	453 団体	253 団体

(注1)「里山活動団体等が協定等に基づき整備・保全する森林(樹林地等)の面積とは、
①里山活動協定認定制度に係る協定地

- ②法人の森協定等で整備される県有林及び海岸県有保安林
- ③森林・山村多面的機能発揮対策に係る活動地

等において、当該年度に整備・保全する森林(樹林地等)面積とします。

(注2)「里山での学校教育・幼児保育による森林環境教育の活動団体数」とは、教育の森、みどりの少年団活動、県民の森、学校林、ちば・うみやま保育における活動等の高校生以下の学校教育・幼児保育による里山での活動団体数とします。

IV 里山の保全、整備及び活用に関する施策についての基本的な方針

基本的な目標

多様な人々が里山活動に参画し、森林の多様な恵みを引き出す、新たな里山づくりの実現づくりの実現

第4次里山基本計画期間において、令和元年房総半島台風による甚大な森林被害の発生、市町村が実施する森林整備等の新たな財源として森林環境譲与税の譲与の開始、政府による2050年カーボンニュートラルの宣言など、本県の里山の保全、整備及び活用を取り巻く情勢は大きく変化しています。

県では、市町村における里山活動の現状と課題を把握するため、令和3年度に県内市町村の関係各課を対象に里山施策に関するアンケートを行ったところ、多くの市町村が里山整備等の必要性は認めているものの、限られた予算や人員の中で行政サービスとして取り上げるには優先順位が低いことがわかりました。

一方、里山活動団体の多くは、団体運営に必要な資金の不足や構成員の高齢化などの問題を抱えており、次世代を担う新たな人材が育っていない場合が多く、団体の運営・存続に支障をきたしている状況もみられます。

本県ではこれまで、里山活動団体の育成・支援に重点を置いてきましたが、今後は、各団体それぞれの活動の質を高め、里山活動が社会において一層評価が得られるよう、努めていく必要があります。

このような状況を踏まえ、本県の里山に関する施策について、見直し、改善を図っていく必要があることから、新しいステップに入るための里山づくりの目指すべき姿、その実現に向けた目標指標及び取組の方針を定めます。

1 目指す姿

第5次里山基本計画では、これまでの施策を継承しつつ、里山の価値を創造する新たな仕組みの構築に向けて、目指す姿を以下に示します。

目指す姿1 多くの里山活動団体で自立した運営が行われている。

目指す姿2 市町村等の地域が主体となって、県内外の企業・団体等の多様な人々が参画して魅力的な里山活動が行われている。

2 里山活動の目標

基本的な目標の実現に向けて、次の目標指標を掲げ、進捗を管理します。

	基準年度 (令和2年度末)	目標年度 (令和7年度末)
里山活動団体等が協定等に基づき整備・保全する森林(樹林地等)の面積(注1)	524 ヘクタール	605 ヘクタール
里山活動の支援に取り組む市町村数	28 市町村	38 市町村

新（第6次）	現行（第5次）
<p>4 取組の方針</p> <p>里山整備については、里山活動団体の育成・支援に引き続き取り組むとともに、併せて企業による参加を促進していくことで里山整備を進めます。</p> <p>また、学校教育及び幼児保育での森林環境教育の取組を推進していくことで、里山において活発に活用されている環境づくりを目指します。</p> <p>（1）里山整備の支援</p> <p>里山整備を推進するため、里山活動団体の新規参入を支援するとともに、既存の里山活動団体が、継続的に里山整備を実施できるよう支援します。また、企業等による社会貢献活動等の環境への責務としての里山整備の取組を支援します。</p> <p>（2）森林環境教育の支援</p> <p>里山での森林環境教育による活用を推進するため、里山関係団体のネットワーク（ちば里山イノベーションハブ）を活かしながら、森林環境教育のフィールド整備や学校等での森林環境教育の取組支援等を行います。また、市町村の森林環境教育の取組を支援します。</p> <p>（3）他部局との連携による里山活用の促進</p> <p>教育庁等の他部局と連携した様々な取組を行うことで、里山での森林環境教育による活用等を推進します。</p>	<p>（注2）</p> <p>（注1）「里山活動団体等が協定等に基づき整備・保全する森林（樹林地等）の面積とは、 ①里山活動協定認定制度に係る協定地 ②法人の森協定等で整備される県有林及び海岸県有保安林 ③森林・山村多面的機能発揮対策に係る活動地 ④市町村において支援等を行っている里山活動団体等の活動地等において、当該年度に整備・保全する森林（樹林地等）面積とします。</p> <p>（注2）「里山活動の支援に取り組む市町村数」とは、当該年度に里山の保全、整備及び活用に関する事業に取り組む市町村数とします。</p> <p>3 取組の方針</p> <p>里山整備を担う里山活動団体への支援を従前どおり続けていくほか、企業等の社会貢献に関するニーズにあった里山活動や、市町村が実施する森林環境譲与税を活用した地域の実情に応じた里山活動など、地域と県民、企業などの多様な主体の連携をコーディネートする機能の強化・充実を図ります。</p> <p>（1）里山整備活動の支援</p> <p>里山活動団体等による里山整備活動を支援するため、以下の取組を行います。</p> <p>ア 自立した里山活動団体の育成・支援</p> <p>里山活動団体の取組が継続的かつ安全なものとなるよう、後継者の確保・育成及び安全対策を支援して、里山活動団体の育成を図ります。</p> <p>また、里山活動団体の自立に必要とされる、組織としての基盤強化や、マネジメント能力の高い人材の育成等を支援します。</p> <p>イ 里山活動団体の連携の促進</p> <p>里山活動団体同士の交流や連携を支援し、地域で活動する里山活動団体のネットワーク化を進め、互いの連携を促進することで、里山活動の裾野を広げます。</p> <p>ウ 地域の課題に取り組む里山活動の促進</p> <p>イノシシ等の野生鳥獣による被害や手入れ不足による森林景観の悪化、放置竹林の拡大に対処するなど、地域の生活環境の改善に取り組む里山活動を促進します。</p> <p>また、海岸防災林の再生などの地域の課題に取り組む里山活動団体を支援します。</p> <p>（2）市町村等の地域が主体となって進める里山活動の推進</p> <p>市町村と連携して、県民等が一体となった里山活動を推進するため、里山活動団体、企業や教育関係機関、土地所有者、地域住民等の多様な人々の参画の下で、健全な森づくりを行うため、県土保全、自然災害の軽減、水源かん養や地球温暖化防止、生物多様性保全等の多面的機能の発揮につながるコーディネート機能の強化に取り組みます。</p> <p>また、森林が少ない県北西部地域や高齢化・人口減少が進む県東部・南部地域など、それぞれの里山地域における課題に対応して、地域に最も密着した市町村との連携をさらに深め、各種施策を進めることで地域の活性化を図ります。</p> <p>ア 多様な人々の参画を促進するコーディネート機能の強化</p> <p>（ア）森林環境教育等の推進</p> <p>市町村と連携して、里山活動に対する県民の理解や里山活動の裾野を広げるため、「子育て世代を中心とした森林環境教育」を推進します。</p> <p>（イ）企業と里山活動団体等との連携支援</p> <p>社会貢献活動、福利厚生活動、SDGsの推進やESG経営(*1)等に取り組む企業と里山活動団体等との連携を支援します。</p>

新(第6次)	現行(第5次)
<p>IV 里山の保全、整備及び活用に関し総合的かつ計画的に講すべき施策</p> <p>1 里山整備の支援</p> <p>(1) 新規参入する里山活動団体の支援</p> <p>林野庁で実施している、新たな里山活動団体が里山の多面的機能を発揮するための支援について、引き続き、県でも市町村と連携して、バックアップを図り里山活動団体の新規参入を支援します。</p> <p>また、県内で実施されている里山活動をホームページ等で周知し、多様な人々の参画を促進します。</p> <p>(2) 里山活動団体の活動支援</p> <p>里山活動充実のため、相談や問い合わせへの対応等の総合窓口を引き続き運営していきます。</p> <p>また、里山活動団体に対して、次世代リーダー育成研修や里山活動団体間の連携強化研修を実施し、継続的に里山活動を実施できるよう支援します。</p> <p>さらに、里山活動団体が、里山活動を安全に実施するために、チェーンソー等の林業用機械の講習会や伐採に伴う掛け木の安全処理の研修などの安全衛生教育を実施し、事故防止の徹底を図っていきます。</p> <p>(3) 企業等による里山整備の支援促進</p> <p>企業等による里山整備の支援について、美しいちばの森林づくり・森林整備によるCO₂吸収量認証制度や里山活動協定認定制度等の情報発信を行います。これらにより、企業等の参加への意識を高めることで、里山整備への参加を促進します。</p> <p>また、法人の森制度等の環境活動に取り組んでいる企業等に対して、その活動をPRするなど積極的に働きかけを行います。</p> <p>2 森林環境教育の支援</p> <p>(1) 里山関係団体のネットワークを活かした森林環境教育支援</p> <p>里山をフィールドに活動する多様な主体によるネットワークである「ちば里山イノベーションハブ(通称:CSI)」を構築したことから、CSIメンバーの多様な人材やフィールド等を活用して森林環境教育を推進します。</p> <p>～ちば里山イノベーションハブパンフレット略～</p> <p>(2) 市町村の森林環境譲与税活用による森林環境教育の支援</p> <p>令和6年度から国税として森林環境税が国内に住所のある個人に対して課税されており、森林環境税を財源として、森林整備や森林の有する公益的機能に関する普及啓発等を使途とする森林環境譲与税が譲与されています。このような状況下で、森林環境教育による取組について、市町村と連携を図り、市町村が実施する森林環境教育施策を支援することによ</p>	<p>(*1) ESG経営:「Environment(環境)」「Social(社会)」「Governance(企業統治)」を目指す経営</p> <p>イ 里山資源の有効活用による地域の活性化</p> <p>里山活動による緑豊かな里山の景観や伝統的な文化等の里山が有する資源を活用した都市部と森林地域の交流や、間伐材等の里山資源を活用する取組、木育活動や木育に関する人材育成を支援します。</p> <p>V 里山の保全、整備及び活用に関し総合的かつ計画的に講すべき施策</p> <p>1 里山整備活動の支援</p> <p>(1) 自立した里山活動団体の育成・支援</p> <p>ア 里山活動団体の組織基盤強化</p> <p>里山活動団体の基盤強化を目的とするマネジメント講座や、自立した団体運営に必要な助成制度の情報提供などにより、里山活動団体の持続的な運営を支援します。</p> <p>また、長期間継続して活動を行っている里山活動団体や特色ある活動を行う里山活動団体等、地域に根ざして貢献している団体をホームページ等で広く紹介します。</p> <p>イ 安全衛生教育の推進と事故防止の徹底</p> <p>チェーンソー・刈払い機などの林業用機械の講習会や、伐採に伴う掛け木の安全な処理等に係る安全衛生確保に係る研修をこれまで以上に積極的に実施するなど、安全衛生教育の推進と事故災害の未然防止の徹底を図ります。</p> <p>ウ 里山巡回相談の実施</p> <p>里山活動協定を締結した里山活動団体等に対して、県の林業普及指導員、森林研究所職員等が活動地を訪問し、森林の整備方法等について必要な指導・助言を行います。</p> <p>(2) 里山活動団体の参画の促進</p> <p>ア 里山情報バンクの活用</p> <p>多様な人々の参画を促進し、土地所有者による管理が見込めない森林等の里山の整備を促進するため、市町村と連携して土地所有者と里山活動団体を結びつける「里山情報バンク」の一層の活用を図ります。</p> <p>イ 里山活動の総合窓口の充実</p> <p>里山活動充実のため、相談や問い合わせへの対応、企業と里山活動団体のマッチング等里山活動全般をサポートする核となる団体の育成・強化に努めます。</p> <p>ウ 新規参入する里山活動団体の支援</p> <p>国・市町村と連携した森林・山村多面的機能発揮対策を実施し、新規参入する里山活動団体を支援します。</p> <p>エ 里山の広報活動と情報共有化の推進</p> <p>県内で実施されている里山活動を広く県民に紹介し、里山新聞や里山活動支援ホームページにより、里山活動団体同士の情報の共有化を図るとともに、地域団体及び企業の活動を紹介し、里山活動団体や企業に里山保全活動の支援に関する情報の提供を行います。</p> <p>(3) 地域の課題に取り組む里山活動の促進</p> <p>手入れが行き届かず、整備が不十分な森林の間伐や放置竹林対策、景観の保全、海岸防災林の再生整備など、地域の課題に取り組む里山活動を支援します。</p> <p>また、イノシシ等の野生動物による被害が懸念される集落周辺の森林の整備を行うなど、地域の生活環境の改善に取り組む里山活動を支援します。</p>

新(第6次)	現行(第5次)
<p>り、地域での森林環境教育の拡大を図ります。</p> <p>(3) 木育の推進</p> <p>森林の有する多面的機能を認識するとともに、森林から生産される木材に愛着を持つことで、森林資源の循環利用に自発的に取り組む機運を醸成するため、千葉県木育推進方針に基づく、木育活動を推進します。</p> <p>また、木育活動を推進するため、森林や木材についての幅広い知識を持ち、かつ、わかりやすく教える能力や、安全にイベントを進める能力のある指導者の育成に取り組みます。</p> <p>※「木育」とは、木材や木製品との触れ合いを通じて、木の良さや利用の意義を学ぶ教育活動</p>	<p>2 市町村等の地域が主体となって進める里山活動の推進</p> <p>(1) 多様な人々の参画を促進するコーディネート機能の強化</p> <p>ア 森林環境教育等の推進</p> <p>市町村、里山活動団体、土地所有者、地域住民、企業、教育機関などが連携・協働して、里山を活用した親子向け自然体験イベントの実施、小学校・保育園・幼稚園等での自然体験や森林環境教育の推進の場の提供などの仕組みづくりに努め、それぞれの役割や活動の継続・発展を図るためのネットワークの構築等を目指します。</p> <p>イ 企業と里山活動団体等との連携支援</p> <p>森林環境教育や里山整備を進めるため、スポンサーシップ(*2)の活用や、森林活用型ワークーション(*3)などに取り組む企業と里山活動団体等との連携を進めます。</p> <p>(*2) スポンサーシップ：企業などがスポーツや文化、芸術イベントなどに金銭的、物的、人的な支援をすること</p> <p>(*3) ワークーション：「work (労働)」と「vacation (休暇)」を組み合わせた造語 観光地やリゾート地でリモートワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方</p>
<p>(4) 教育の森、学校林等の活用による森林環境教育のフィールド整備</p> <p>森林環境教育の利用を通じて、里山の活用を促進するため、森林環境教育を実施する側のニーズに応じて教育の森、学校林等の森林環境教育のフィールド整備を実施します。</p>	<p>(2) 里山資源の有効活用による地域の活性化</p> <p>ア 都市部と森林地域の交流の促進</p> <p>緑豊かな自然環境や伝統的な生活習慣、豊富な農林水産物等里山を中心とした地域の魅力のPRを行うとともに、里山活動体験等を通じて都市部と森林地域の住民交流を促進するなど、地域の活性化につながる取組を進めます。</p> <p>イ 間伐材等の里山資源の活用</p> <p>里山の保全・整備活動において発生する間伐材等を有効活用して、薪・炭等の生産や林地残材を資源として利用する木の駅プロジェクトの推進など、里山資源を活用する取組を促進します。</p> <p>ウ 木育活動等の推進</p> <p>千葉県木育推進方針に基づく木育活動や木育に関する人材育成を支援します。</p>
<p>(5) 学校等での森林環境教育の取組支援</p> <p>学校教育や幼児保育での森林環境教育の取組を推進するため、緑化推進拠点施設や県民の森を活用した学校の野外活動等での講師派遣等の支援を行います。</p> <p>また、学校や保育所等の職員向けにも森林環境教育の情報を周知し、森林環境教育の取組を推進します。</p>	
<p>(6) 森林環境教育の人材育成</p> <p>学校や保育所等の職員向けに森林環境教育を理解してもらうための森林環境教育指導者育成研修を実施します。</p> <p>また、森林環境教育を実施する上で、千葉県の森林・林業を正しく理解してもらうために森林環境教育向けテキスト等を提供します。</p>	
<p>(7) みどりの少年団の育成・支援</p> <p>みどりの少年団を育成支援するため、千葉県緑化推進委員会と連携して、自然と触れ合うことの大切さを学校にPRするなど、新規参加を支援します。</p> <p>また、既存のみどりの少年団について、活動に対する助成など継続的な活動となるよう支援します。</p>	
<p>3 他部局との連携による里山活用の促進</p> <p>(1) 子育て支援課のちば・うみやま保育との連携による幼保への里山活用促進</p> <p>健康福祉部子育て支援課で実施している施策である、自然体験活動を通じて子どもの主体性や創造性等を育む「自然環境保育」に取り組む幼稚園・保育所等の活動を支援する「ちば・うみやま保育（千葉県自然環境保育認証制度）」と連携して、認証団体への森林環境教育指導者育成研修実施や自然体験活動を支援することで、幼児教育・保育による森林環境教育を推進します。</p>	
<p>(2) 循環型社会推進課の環境教育施策との連携による若者世代への里山活用促進</p> <p>環境生活部循環型社会推進課で実施している施策である、次代の環境保全活動をリードする若手人材の育成を図るための「若者が主役の環境保全活動応援事業」と連携して若者世代の取組を支援します。</p> <p>また、同じく環境生活部循環型社会推進課で実施している施策である、持続可能な社会の構築を目指して、学校や団体等で環境教育活動を実践できる人材を育成するための「環境教育指導者</p>	

新（第6次）	現行（第5次）
<p>「養成研修」と連携して、森林環境教育の人材育成を支援します。</p>	
<p>（3）教育庁の環境学習との連携による学校教育としての森林環境教育の取組推進 教育庁で所管している「千葉県立君津亀山青少年自然の家」の自然環境教育の取組と連携して、学校の森林環境教育関連の校外学習への支援を行います。 また、森林環境教育施策を学校関係者に周知するため、教育庁学習指導課と連携して、教職員向けの研修項目に記載するなど周知します。</p>	
<p>4 調査及び研究の推進 里山の保全、整備及び活用の方法に関する調査及び研究に取り組みます。</p> <p>（1）企業等の参加による里山整備の調査 企業等の参加による里山整備を促進していくため、企業等が関心を持っている情報の収集・分析に努めます。</p> <p>（2）森林環境教育の研究 森林環境教育の取組を推進するため、森林環境教育が学校関係者等に取り組みやすいものとなるよう副読本の作成及び森林環境教育プログラム作成に向けた研究に努めます。</p>	<p>3 調査及び研究の推進 多様で健全な里山の保全、整備等のための調査及び研究に取り組みます。 ア 里山資源の活用を今後の里山活動の発展につなげるべく、里山資源の情報や里山に関するニーズの情報の収集・分析に努めます。 イ 2050年カーボンニュートラルを見据えた、CO₂吸収量認証制度に基づくソーシャルビジネス活動等の導入に向けた関係機関との連携など、里山を保全・管理することが地域の利益につながる仕組みの研究に努めます。</p>
<p>V 施策を推進するために必要な事項</p>	<p>VI 施策を推進するために必要な事項</p>
<p>1 里山活動のサポート体制支援 今後も引き続き、ちば里山センター等の里山関係団体が継続的に役割を発揮できるよう、支援方法等を検討します。</p> <p>2 関係施策との調整と連携 森林環境譲与税を活用した各種施策と里山施策との連携や、地域の獣害対策等との連携により、里山整備・活用の効果的な推進を図ります。 併せて、市町村や教育機関等との連携強化など、積極的な支援に取り組み、里山の保全、整備及び活用を促進していきます。</p> <p>3 進行管理 社会情勢の変化や県民の意向、里山活動団体・土地所有者のニーズを反映した、柔軟かつ的確な里山施策を展開するため、里山活動の実施状況を把握し、施策に反映します。</p>	<p>1 地域の合意形成と市町村との連携強化 里山は、過去から連綿と続く地域の人々の営みの中で形成されてきたものです。 また、里山の保全、整備及び活用に当たっては、市町村の積極的な関与の下、地元の合意形成が図られ、地域に根ざした取組であることが必要となります。 このため県では、市町村と連携を図り、市町村が行う施策を支援することにより、地域での里山活動の拡大を図ります。</p> <p>2 関係施策との調整と連携 平成29年度から、林野庁・県・市町村が連携して里山活動団体を支援する森林・山村多面的機能発揮対策による支援に取り組んでおり、新たな里山活動団体がこの事業を導入できるよう、バックアップを図ります。 また、森林環境譲与税を活用した各種施策と里山施策との連携や、地域の獣害対策等との連携により、里山整備の効果的な推進を図ります。 併せて、市町村や教育機関等との連携強化など、積極的な支援に取り組み、里山の保全、整備及び活用に対する県民の理解の促進を図ります。</p> <p>3 進行管理 社会情勢の変化や県民の意向、里山活動団体・土地所有者のニーズを反映した、柔軟かつ的確な里山施策を展開するため、里山活動の実施状況を把握し、施策に反映します。</p>